

# 香取市下水道事業公営企業会計システム導入業務仕様書

## 第1章 総則

(適用)

第1条 本仕様書は、香取市（以下「委託者」という。）が、受託者に委託する「香取市下水道事業公営企業会計システム導入業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

(目的)

第2条 本業務は、平成32年度から適用される地方公営企業法により、会計方式が変更されることに伴い、適正かつ効率的な業務を実現するために、新たに公営企業会計システムを導入することを目的とする。

(法適用の対象)

第3条 地方公営企業会計に移行する会計は、次のとおりとする。

- (1) 下水道事業特別会計
- (2) 農業集落排水事業特別会計

(履行期間等)

第4条 本業務の履行期間は、契約締結の日の翌日から平成32年3月31日までとする。

工 程	期 間
システム構築期間	契約締結の日の翌日から 平成32年3月31日まで
仮稼働（テストラン）期間	平成31年9月1日から 平成32年3月31日まで
予算編成機能稼働開始	平成31年10月1日から
地方公営企業法適用及びシステム本稼働 並びに運用保守開始	平成32年4月1日から

(準拠法令等)

第5条 本業務は、本仕様書によるほか、次の関係法令等に基づき実施するものとする。

- (1) 地方公営企業法（昭和27年法律292号）
- (2) 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）
- (3) 地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）
- (4) 地方公営企業資産再評価規則（昭和27年総理府令第74号）
- (5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
- (7) 地方財政法（昭和23年政令第267号）
- (8) 地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）
- (9) 消費税法（昭和63年法律第108号）
- (10) 下水道法（昭和33年法律第79号）
- (11) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (12) 下水道事業に係る繰出基準及び同運用通知
- (13) 下水道事業における企業会計導入の手引き（公益社団法人日本下水道協会）
- (14) 下水道事業における地方公営企業法適用マニュアル（総務省）
- (15) その他関係法令、例規、規則等

(業務計画)

第6条 受託者は、本業務の実施にあたり委託者と十分な協議を行い、次の各号に掲げる書類を委託者に提出しなければならない。

- (1) 業務工程表
- (2) 着手届
- (3) 管理技術者通知書及び従事者名簿（管理技術者、照査技術者、主たる担当技術者）
- (4) 業務計画書
- (5) その他委託者が必要と認める書類

（管理技術者・担当技術者及び照査技術者等）

第7条 受託者は、本業務の特質を考慮し、公営企業会計制度と地方公共団体が実施している下水道事業の業務内容について、専門的知識と経験を有する管理技術者、担当技術者及び照査技術者を配置するものとする。

- 2 管理技術者は、業務全般の管理責任者として、公営企業会計移行業務に精通し、十分な技能と経験を有するものでなければならない。なお、本業務の遂行に支障をきたすと認められたとき、委託者は受託者に対して担当者の変更を求めることができる。
- 3 管理技術者、担当技術者及び照査技術者は、公営企業会計移行業務に精通し、十分な技能と経験を有するものでなければならない。
- 4 照査技術者は管理技術者と同一の者が兼務することはできない。

（公認会計士の配置）

第8条 受託者は、公営企業会計移行業務及び地方公営企業会計に関する専門的知識と経験を有する公認会計士有資格者を配置し、本業務に係る相談及び指導を受けられるようにすること。この指導及び助言は、委託者の状況を公認会計士有資格者が熟知したうえで行うものとする。また、公認会計士有資格者は委託者の要請により協議等に参加するものとする。

（打合せ及び報告）

第9条 受託者は、本業務の主要な打合わせにあたっては、管理技術者及び関係者を同席させ、委託者と十分に協議するものとする。

- 2 前項の打合せは原則として、業務着手時、中間、成果品納入時に行うものとするが、必要に応じて又は委託者の要請に応じて適宜実施するものとする。
- 3 打合せ内容について、受託者は打合せの日から10日以内に「打合せ記録簿」を作成し、委託者と受託者確認のうえ、それぞれ一部を保有するものとする。
- 4 本業務の実施中、受託者は「作業月報」を毎月作成し、翌月10日までに委託者の確認を受けるものとする。

（損害賠償）

第10条 本業務に伴い事故等が発生した場合、所要の措置を講ずるとともに、事故発生の原因、経過及び内容などについて、直ちに委託者へ報告しなければならない。

2 前項において生じた損害は、委託者の責任による場合を除き、受託者の責任において解決し、これらにかかる費用はすべて受託者が負担するものとする。

（関係官公庁等の手続き）

第11条 本業務実施のため必要な関係官公庁その他に対して交渉を要するとき又は交渉を受けたときは、受託者は遅滞なくその旨を委託者に報告するものとする。

2 本業務実施のため必要な関係官公庁その他に対する諸手続きは、委託者と受託者で協議のうえ、受託者において迅速に処理しなければならない。

（疑義）

第12条 本業務の実施にあたり、若しくは実施中に本仕様書及び関係法令等に明示されていない事項又は疑義を生じた場合は、委託者と受託者で協議のうえ定めるものとする。

(検査)

第13条 受託者は、本業務の業務完了後に委託者の検査を受けるものとし、委託者から本仕様書の定めにも適合しないものとして修正の指示があった場合は、速やかに修正を行い、再検査の合格をもって、業務が完了したものとする。

(委託料の支払い)

第14条 委託者は、前条の検査を実施し受託者が合格した場合は、出来高に応じて委託契約書で定める支払限度額の範囲内で委託料を支払うものとする。

(契約変更)

第15条 委託者及び受託者は、本仕様書の内容に変更が生じた場合には、相手方に報告し、双方で協議のうえ、その必要があるときは契約変更を行うものとする。

(成果品の帰属・著作権)

第16条 本業務の成果品やデータ等に関する所有権は委託者に帰属し、受託者は、委託者の承認を受けずに第三者に公表、貸与してはならない。ただし、システム等のプログラムに関する著作権は除くものとする。

(守秘義務)

第17条 受託者は、本業務の履行上知り得た各種情報について、委託者の許可なく第三者に公表、貸与又は開示してはならず、本業務終了後であっても同様とする。

(資料の貸与及び返却)

第18条 受託者は、本業務の実施により必要な資料の収集を行う場合は、委託者が保有する資料等を所定の手続きを経て借用することができる。ただし、資料等は、借用期間経過後又は本業務完了後速やかに返却しなければならない。

(瑕疵等)

第19条 受託者は、本業務完了後といえども受託者の瑕疵等に起因する不良な箇所が発見された場合は、速やかに委託者の必要と認める修正その他必要な作業を受託者の負担において行うものとする。

## 第2章 公営企業会計システム

(業務概要)

第20条 下水道事業への法適用にあたり、公営企業財務会計業務を適切かつ効率的に実施するための公営企業会計システムの構築及び導入を行い、稼働後の保守及び運用支援を行うものとする。

(調達内容)

第21条 本業務にて導入するシステム及びライセンス数等は次のとおりとする。なお、クライアントPCやプリンタは庁舎既設置のものを使用するものとする。

- ① 基本会計システム：20ライセンス
- ② 予算編成システム：5ライセンス
- ③ 決算統計システム：5ライセンス
- ④ 固定資産償却管理システム：5ライセンス
- ⑤ 企業債管理システム：5ライセンス

(調達内容の詳細)

第22条 調達内容の詳細は次のとおりとする。

(1) システム要件

- ①WEB環境で動作するシステムであること。
- ②「地方公営企業法」等の関係諸法令に基づいたシステムであること。
- ③平成26年度施行の地方公営企業新会計制度に対応したシステムであること。
- ④受託者自身が開発・販売を行うシステムであること。
- ⑤地方公共団体情報システム機構（以下、「J-LIS」という。）における総合行政ネットワーク（以下、「LGWAN」という。）を利用したクラウド型システム（以下、「クラウド（LGWAN-ASP）型」という。）であること。
- ⑥システム入替の際に、容易に新規に導入するシステムにインポートするためのデータのエクスポートが行えること。
- ⑦システム稼働後は訪問及びリモートの両者によるサポートが可能であること。また、委託者から要請があった場合は、訪問により立会作業を行うこと。
- ⑧経費の二重投資等を防止し、無駄のない経済的な構築を行うこと。
- ⑨導入時点での最新機器を導入するよう努めること。
- ⑩災害時にも業務を継続できるよう、遠隔地へデータをバックアップする仕組みを備えていること。
- ⑪システムのバックアップデータは、最低7日間保持し、障害に備えること。
- ⑫クライアントパソコンのOSのバージョンアップ等に対応できること。
- ⑬サーバに接続する台数分のクライアントアクセスライセンスを有すること。
- ⑭その他必要な関連機器については、過不足なく選定すること。

●クラウド（LGWAN-ASP）型

- ①参加申込の時点で、J-LISにおけるLGWAN-ASPアプリケーション及びコンテンツサービスとして登録されていること。
- ②データセンターはLGWAN-ASPファシリティサービスとして認定されている施設であること。また、データセンター提供者は災害対策基本法指定公共機関として登録されているものであること。
- ③データセンター側の回線は、LGWAN-ASPアプリケーションが快適に稼働する帯域を確保すること。

(2) パッケージシステム

下記に掲げるシステムを導入すること。

- ① 会計システム
- ② 予算編成システム
- ③ 決算統計システム
- ④ 固定資産償却管理システム
- ⑤ 企業債管理システム

公営企業会計システム詳細機能については、「香取市下水道事業公営企業会計システム仕様回答書」（様式7）の機能を基本的に備えるものとする。なお、要件として掲げていない機能であっても標準機能として備わっているものについては、提案する公営企業会計システムから削除しないものとする。

(3) クライアントの基本要件

香取市下水道事業公営企業会計システムにて使用するクライアントの要件は、以下のとおりとする。

OS	Microsoft Windows10Pro64 ビット版 Microsoft Windows10 Enterprise 2016 LTSB 以降
CPU	Intel Core i5-4310M 最大 3.4GHz 相当以上 メモリ 4GB 以上

(4) プリンタ機器からの出力

本業務における帳票等の出力は、既存のプリンタ及び既存の複合機プリンタ機能から出力できるものとする。なお、印字確認作業を含めたシステム動作確認を現地で行うこと。

(5) システム導入に関する作業

① システムインストール

公営企業会計システムを使用する庁舎既設置のパソコンに対して、公営企業会計システム及び関連するソフトウェアのインストール及びセットアップを行うこと。

② データ構築・データ移行

ア システムを稼働させるために必要なデータ構築を行うこと。なお、導入する公営企業会計システムが稼働するために必要なマスタ等については、委託者と協議のうえ、受託者にて作成すること。

イ 固定資産データは、香取市下水道事業地方公営企業法適用業務（固定資産調査及び評価）の受託者である「朝日航洋株式会社」が香取市下水道事業の保有する固定資産を調査及び評価し、本業務の受託者の取込み様式に合わせて作成したエクセルデータを取り込むこと。また、朝日航洋株式会社との打ち合わせについては見積に含めるものとする。

ウ 企業債台帳データを移行（入力）すること。

③ システムインテグレート

打合せ、SE派遣、教育研修等システム導入に併せて、必要な事項を実施すること。

④ その他必要な関連機器、ソフトウェア等については、過不足なく選定すること。

⑤ 上記以外で公営企業会計システムが本稼働するまでに必要な作業を行うこと。

(6) システム保守

① アプリケーション保守

ア 常に最新の状態となるようにシステムのバージョンアップを行うこと。

イ 法改正等によりシステム機能が陳腐化する場合に、未然に回収を行うこと。

② サポート保守

ア システムの操作方法、エラーの回避方法、設定の変更方法等の委託者からの照会に対応すること。

イ 本稼働後、異動等に伴う新任職員に対する操作説明を実施すること。

ウ システム運用方法に対する相談に応じ、代替案や運用フローの提案を行うこと。

また、それに伴いシステム設定の変更が必要な場合は、受託者にて実施するか、委託者が実施できる事項であればその方法について説明を行うこと。

エ サーバ運用に関連して発生する委託者からの要望、問い合わせに対応すること。

ただし、部品追加等の有償となる保守業務を除く。

オ システム運用上、毎年必然的に発生する法改正(元号改定等を含む)や市の機構改革等、事務処理要領の改定や人事異動に伴い発生する、データベース・画面・帳票のデータ項目等の修正に対応を行うこと。

### 第3章 成果品

(成果品)

第24条 本業務の納入成果品は次の各号のとおりとする。

- (1) 業務報告書1部
- (2) 打合せ記録簿1式
- (3) 協議の上必要となる資料等1式
- (4) 公営企業会計システム（ハードウェア、ソフトウェア、操作マニュアル含む）
- (5) 上記電子データ1式

(納入場所)

第25条 本業務の成果品納入場所は次のとおりとする。

香取市建設水道部下水道課内及び会計課内（香取市佐原イ3746番地1他）  
なお、納入場所については変更が生じる場合がある。

※平成31年4月30日の翌日から新元号となる予定です。「平成」の表記のままでも効果に変わりなく、有効なものとして取り扱います。